

令和2年度別府市共生社会形成プランの評価結果（概要）

1 共生社会形成プランとは

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号。以下「ともに生きる条例」という。）では、共生社会の実現のため、市が実施すべき内容として、次のことを定めている。

- 市民・事業者に対する啓発等を行うべきこと（第9条）
- 個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと（第10条～第16条）
- 親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと（第23条）

これらを着実に実行に移していくために、ともに生きる条例では、各施策について、「計画（Plan）を立てる⇒計画に基づいて実施（Do）⇒実施内容を評価（Check）⇒評価結果に基づき改善（Action）」

というP D C Aサイクルにより行っていくべきこととしている。

「共生社会形成プラン」は、このP D C Aサイクルの「P」に当たるものである。

2 評価の目的

実施内容を評価し、その結果を改善（Action）につなげるために行うもので、P D C Aサイクルの「C」に当たる。

3 評価の対象事業

評価の対象は、ともに生きる条例第9条から第16条まで及び第23条に基づき行う事業として「令和2年度共生社会形成プラン」に定められた全事業（26事業）。

4 評価の方法

評価は、各事業ごとに、①内部評価（事業担当課による自己評価）、②外部評価（外部機関等による客観的な評価）の2段階で行う。

外部評価では、「事業の実施内容」と「内部評価」を基に、ともに生きる条例の各根拠規定に照らして「どの程度効果があったか」という視点から、「A」「B」「C」の3段階による評価を決定する。また、助言や提言などがある事業については、「附帯意見」を付すこともできる。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して評価するものとする。

5 令和2年度プラン評価の経過

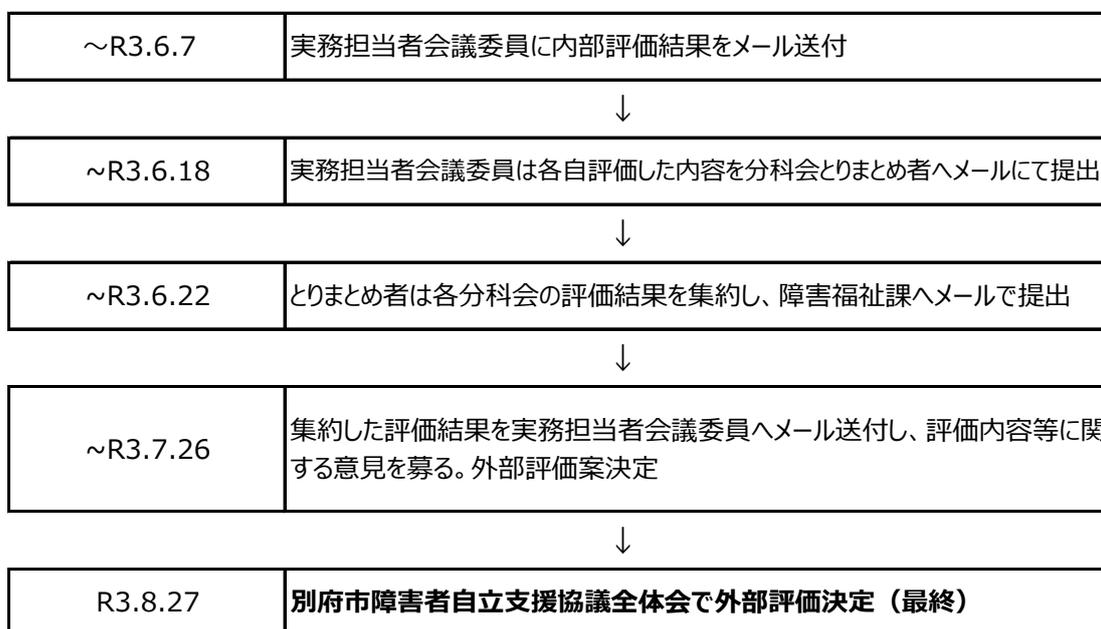
(1) 概要

- ① 外部評価の時期 7～8月
- ② 外部評価を行う機関

自立支援協議会実務担当者会議で審議して評価結果案を作成し、**自立支援協議会全体会**で最終決定する。

(2) 経過

次のとおり



6 評価結果概要

	内部評価			自立支援協議会 実務担当者会議評価			外部評価（確定）	
A	17	65%	➡	10	38%	➡	10	38%
B	9	35%		16	62%		16	62%
C	0	0%		0	0%		0	0%
計	26	100%		26	100%		26	100%

7 評価結果の取扱いについて

評価結果は、ホームページ等で広く公表するとともに、各担当課に通知する。各課において、評価されたプランの翌年度の事業の実施、翌々年度のプランの策定に反映していくこととなる。